資料 7

地域生活支援拠点等の概要について

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能(改正後の障害者総合支援法第77条第3項)】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等
- ○<u>市町村は、</u>特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も 含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- ○<u>都道府県は、</u>管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について(令和6年3月29日障障発第0329第1号)

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等(以下単に「緊急事態」という。)や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の(1)から(4)までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる(共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能)。

(1)相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡 等の必要な対応を行う機能

(3)体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能(地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。)

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成<u>その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加</u>する機能

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

(1)拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター(以下「拠点コーディネーター」という。)は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

なお、<u>拠点コーディネーターの要件</u>及び実施すべき業務については、<u>実施要綱の3のウの(イ)</u>及び(ウ)とおりであるが、その具体的な業務例(イメージ)については以下のとおりである。



地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について(障発0329第8号令和6年3月29日)

地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱

3 事業内容

ウ 拠点コーディネート事業

(イ) 拠点コーディネーターの要件等

以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① 協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。)への参画又は運営の実績など、 地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有 する者
- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

3

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について(令和6年3月29日障障発第0329第1号)

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

(2)地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

(3)専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施(都道府県で実施する研修等の活用も含む)
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

地域生活支援拠点等が担うべき機能と対応(令和6年度報酬改定後のイメージ)

地域生活支援拠点等については、以下の事業の組合せにより運営することを想定。

- 緊急時における受入れや地域移行に向けたサービス体験及び情報連携等のコーディネート等 【障害福祉サービス等報酬】
- 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保や地域生活支援拠点等に関するネットワークづくり等 【地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業(地域生活支援事業)】

求められる機能

地域生活支援拠点等における対応(財源)

2

対平

りる評け

携を整えた事業所

等に

価

障害者の緊急 時における相談

一時的な受入 体制の確保

地域移行に 向けたサービス 体験利用

専門的人材の

緊急時における受入れの調整(計画相談支援)

- 緊急時のサービス提供 (訪問系サービス、自立生活援助、 地域定着支援、日中活動系サービス) 新規 ◆
- 緊急時のための体制確保及び緊急時の受入れ (短期入所)拡充
- 支援困難事例等の検討を通じた地域課題の 明確化と情報共有(計画相談支援)拡充
- 住居確保等の地域移行のための相談支援 (地域移行支援)
- -ビスの体験利用・宿泊の支援 (地域移行支援、施設入所支援)拡充
- サービス体験利用、体験宿泊の受入れ (日中活動系サービス、共同生活援助)

情報連携等のコーディネート 機能に対する評価(新規)

障害者の緊急時の受入れや地域 移行の推進について、計画相談支 援と障害児相談支援、地域移行支 援·自立生活援助·地域定着支援 のサービスを一体的に提供し、 かつ、市町村から地域生活支援拠 点等に位置づけられた事業者にお いて、情報連携等のコーディネート 機能を担うことについて新たに評 価する。

(計画相談支援、障害児相談支援、 地域定着支援、地域移行支援、 自立生活援助)

当該報酬の算定要件を満たすまでの間の経 費は、地域生活支援事業により補助が可能。 (令和6年度)



MILE

確保 育成等

- 専門的人材の確保・育成
- 協議会や基幹相談支援センターとの連携による地域課題のフィードバック
- 支援ネットワークの構築 等

支援事業

障害福祉サービス等報酬による評

5

地域生活支援拠点等機能強化加算について

- 地域生活支援拠点等機能強化加算(500単位/月)
 - 「計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬 (I) 又は (II) を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行 支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」

計画相談 支援

障害児 相談支援 地域移行 支援

地域定着 支援

自立生活 援助

・ 障害特性に応じた高い専門性を必要とする 対象者の生活支援のニーズに合わせて支援 を提供できる体制を確保している

- * 地域生活支援拠点等機能強化加算において、この5つのサービスの総称を「拠点機能強化サービス」とする。
- 「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーター を常勤で1以上配置した場合。」

拠点機能強化 サービス



拠点コーディネーターが 常勤専従で配置されている



市町村が地域生活支援拠点等 として位置づけている

- 上記3点の要件を満たしている事業所を「拠点機能強化事業所」と称する。
- 拠点機能強化事業所は、「**地域生活支援拠点等機能強化加算**」を算定することができる。
- 「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等(拠点機能強化事業所)は、配置した拠点コーディネーター1人につ き、合計100回/月までの算定を可能とする。」

「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないこと を当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」



拠点コーディネーターを1名配置 ・・・ 拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を 算定することができる。



- 拠点コーディネーターを2名配置 ・・・ 拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を 算定することができる。
- 地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費に充当することを想定している。ただし、その他拠点コーディ ネーターの旅費や通信費といった活動費等、拠点コーディネート機能にも活用でできる。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

(1)拠点コーディネーターの配置 ~拠点コーディネーターの具体的な業務例について~

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関(以下 「拠点関係機関」という。)と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行い ながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- 平時からの相談として、行政機関(市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む)等と連携して相談支援機関に繋げる、 緊急時に備える等の相談業務を行う。
- 緊急時には、行政機関等と連携して対応する(行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。 直接的な支援の実施も含む。)。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする(相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等)。
- 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援(面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等)を行う。
- 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について(令和6年3月29日障障発第0329第1号)

5 地域生活支援拠点等の機能強化に係る財政支援について

(1)地域生活支援拠点等機能強化加算 ③ 拠点機能強化事業所の責務

(中略)

また、拠点機能強化事業所は、拠点コーディネーターと密に連携して支援を提供する体制の構築が求められる。具体的には、(中略)障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めるものとする。

障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援の提供例

- ・ 障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供
- ・ すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な 支援計画を必要とする者への支援
- ・ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援
- ・ 精神科病院に入退院を繰り返している者
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供

等

地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業(地域生活支援事業)

1 事業の目的

○ 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務化が設けられた。

また、障害福祉計画の国の基本指針(告示)により、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備や、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げたところである。

- 上記を踏まえ、地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化に対応するため、必要な事業を実施する。
- ※ 地域生活支援事業の既定メニューである「地域移行のための安心生活支援」を本経費に組み替える。

2 事業の概要

- 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
 - 専門的人材の確保・育成
 - 協議会や基幹相談支援センターとの連携による地域課題のフィードバック
 - 支援ネットワークの構築 等
 - ※ 地域生活支援拠点等において情報連携等の業務を担うコーディネーターの配置等に要する経費について、障害福祉サービス等報酬の算定要件を満たすまでの間は、本事業による補助を可能とする(令和6年度)。
- 地域生活支援拠点・ネットワークが担うべき機能(改正後の障害者総合支援法第77条第3項)
 - ① 居宅で生活する障害者の緊急時における相談や、宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

3 実施主体等

· 実施主体: 市町村

・補助率 :国:1/2以内 都道府県:1/4、市町村:1/4

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について(令和6年3月29日障障発第0329第1号)

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

○ 市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

主な手順

- (1) 市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続き
 - (ア) 市町村と事業所等で事前協議
 - (イ) 事業所による準備(市町村への届出を作成して提出等)
 - (ウ) 市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知
 - (工) その他市町村が必要とする手続き等
- (2) 事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き
 - (オ) 運営規程の変更
 - (カ) 事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出(運営規程変更と**市町村の通知**を添付等)
 - (キ) その他都道府県等の事業所指定権者が必要とする手続き



10

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村と事業所等との事前協議

(1) 事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む 関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- 実際に支援を行う場合の連携方法等
- 整備状況の公表に係る周知方法等

さらに、拠点機能強化事業所の場合には、

* 一覧表のようなリストでの周知方法 や地図上で協力事業所の分布状況を 共有する等、市町村の工夫で取り組む。



- 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数の目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- 連携会議の開催方法等

について、その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、

拠点関係機関との連携担当者(計画相談支援及び障害児相談支援を除く。)

についても事前協議を行うこと。

<主な手順>

市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続きとしては、上記の事前協議を経て、事業所による準備(市町村への届出を作成して提出等)、市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知等、事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き(運営規程の変更、事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出)を行う。

11

地域生活支援拠点等の整備状況について(令和6年4月1日時点)

※ 障害福祉課調べ ※ 小数点第二位以下四捨五入

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和6年4月1日時点で、1270市町村において整備されている。(全国の自治体数:1741市町村) ※令和5年4月1日時点整備状況 1117市町村

① 市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

整備済の市町村数 (割合)	未整備の市町村数 (割合)
1270市町村 (72.9%)	471市町村(27.1%)

単独整備の市町村数 (割合)	共同整備の市町村数 (割合)	単独・共同両方整備の市町村数 (割合)
626 市町村 (49.2%)	643市町村(50.6%)	1市町村(0.1%)

② 地域生活支援拠点等の箇所数

整備済の拠点	数(のべ数)				
812箇所					
単独整備の箇所数 (割合)	共同整備の箇所数 (割合)				
657箇所(80.9%)	155箇所(19.0%)				

コーディネーターを配置している 拠点の数			
296箇所			
単独整備の箇所数 (割合)	共同整備の箇所数 (割合)		
224箇所(75.6%)	72箇所(24.3%)		

③ 拠点コーディネーターの人数

<u> </u>					
コーディネーターの人数(実数)					
851人					
うち、地域生活支援拠点等機能強化加算における 拠点コーディネーターの人数 (割合)	うち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 (地活事業)」における拠点コーディネーターの 人数 (割合)	うち、その他の事業や自治体職員等によって配置される地域生活支援拠点等のコーディネーターの人数 (割合)			
47人(5.5%)	91人(10.7%)	713人(83.8%)			

国の公表資料を 一部改編

	地域生活支援拠点等の整備		拠点コーディネーターの配置状況			
市町村名				拠点コーディネーターの配置に要する人件費等及び配置人数(人)		
	整備済	複数の市町村で設置する 共同整備の状況	配置の有無	障害福祉サービス等報酬 「地域生活支援拠点等機能強化加算」 の活用による配置	地域生活支援事業 「地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業」 の活用による配置	その他の事業の活用や 自治体独自の配置等
熊本市	0	-	0			9
荒尾市	0	有明圏域	=			
玉名市	0	有明圏域	-			
玉東町	0	┃ 有明圏域	-			
南関町	0	有明圏域	-			
長洲町	0	有明圏域	-			
和水町	0	有明圏域	_			
山鹿市	0	-	-			
菊池市	0	-	0			1
合志市	0	-	-			
大津町	0	-	-			
菊陽町	0	-	0			1
阿蘇市	0	阿蘇圏域	-			
南小国町	0	阿蘇圏域	-			
小国町	0	阿蘇圏域	-			
産山村	0	阿蘇圏域	-			
高森町	0	阿蘇圏域	-			
西原村	0	阿蘇圏域	_			
南阿蘇村	0	阿蘇圏域	-			
宇土市	0	-	-			
宇城市	0	-	-			
美里町	0	-	-			13

熊本県内の地域生活支援拠点等の整備状況(R6.4.1時点)2/2

国の公表資料を一部改編

744.AL				1///L (KO:T:IFG	MII / Z / Z	一部改編
	地域生活支援拠点等の整備		拠点コーディネーターの配置状況			
				拠点コーディネーターの配置に要する人件費等及び配置人数(人)		
市町村名	整備済	複数の市町村で設置する 共同整備の状況	配置の有無	障害福祉サービス等報酬 「地域生活支援拠点等機能強化加算」 の活用による配置	地域生活支援事業 「地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業」 の活用による配置	その他の事業の活用や自治体独自の配置等
御船町	0	上益城圏域	-			
嘉島町	0	上益城圏域	-			
益城町	0	上益城圏域	-			
甲佐町	0	上益城圏域	-			
山都町	0	上益城圏域	-			
八代市	0	八代圏域	-			
氷川町	0	八代圏域	-			
水俣市	0	水俣芦北圏域	-			
芦北町	0	水俣芦北圏域	-			
津奈木町	0	水俣芦北圏域	-			
人吉市	0	人吉球磨圏域	-			
錦町	0	人吉球磨圏域	-			
多良木町	0	人吉球磨圏域	-			
湯前町	0	人吉球磨圏域	-			
水上村	0	人吉球磨圏域	-			
相良村	0	人吉球磨圏域	-			
五木村	0	人吉球磨圏域	-			
山江村	0	人吉球磨圏域	-			
球磨村	0	人吉球磨圏域	-			
あさぎり町	0	人吉球磨圏域	-			
上天草市	0	-	-			
天草市	0	-	0			4
苓北町	0	-	-			14

地域生活支援拠点等に関するアンケート

地域生活支援拠点等の整備については、県内各市町村において整備済みとなっているが、その機能の充実やコーディネーターの配置等については課題が残っている。

各市町村が策定した第7期障害福祉計画等において、計画期間内のコーディネーター配置、不足する機能の整備、年1回以上の評価検証等、その機能充実に向けた目標が盛り込まれているところであるが、令和6年度報酬改定や国の通知等で示された地域生活支援拠点等のあり方も踏まえ、各市町村の取組状況や課題等を把握するためアンケートを実施。

市町村が抱える課題

【地域生活支援拠点の機能充実】

- ・地域生活支援拠点等の運用方法がわからない。具体的な運用方法等について、助言や情報提供がほしい。
- ・基幹相談支援センターの設置検討等に注力するため、地域生活支援拠点等の機能充実に向けた議論まで行う時間がない。

【地域生活支援拠点コーディネーターの配置】

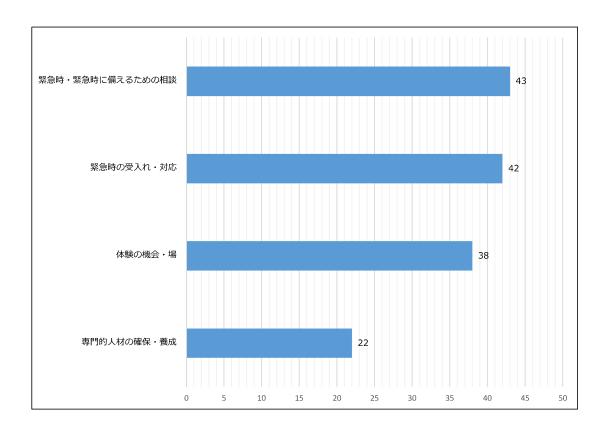
- ・拠点コーディネーターを担うことができる人材の不足(そもそも地域の中核的な人材が不足している)
- ・拠点コーディネーター配置に係る財源の確保(地域生活支援拠点等機能強化加算による配置の場合、拠点コーディネーターを常勤 専従で1名以上配置しなければならないことや、他の業務に従事してはならないことなど加算の算定要件が厳しい。一方で、地域生 活支援事業「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」の活用による拠点コーディネーターの配置では、恒久的な財政補助 ではないこと、補助率どおりの交付ではないことから市町村の財源確保が困難となっている。)

15

【参考】 地域生活支援拠点に関する アンケート結果(抜粋)

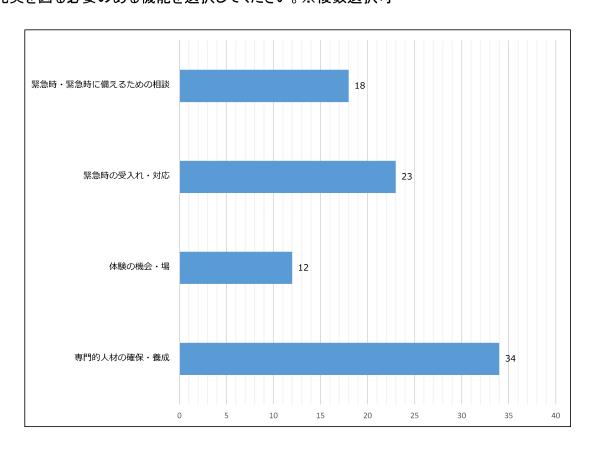
地域生活支援拠点等について(担っている機能)

現時点において、地域生活支援拠点等が担っている機能を選択してください。※複数選択可



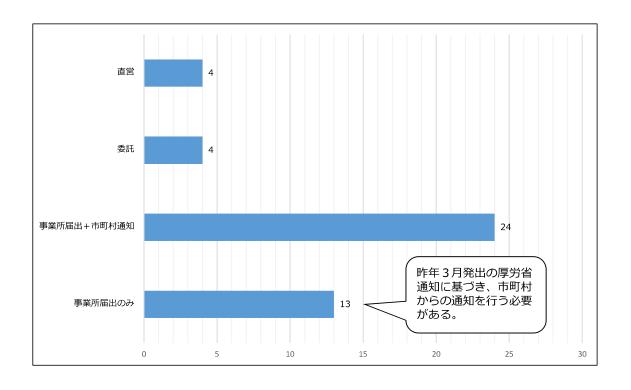
地域生活支援拠点等について(不足する機能)

更に充実を図る必要のある機能を選択してください。※複数選択可



地域生活支援拠点等について(実施方法)

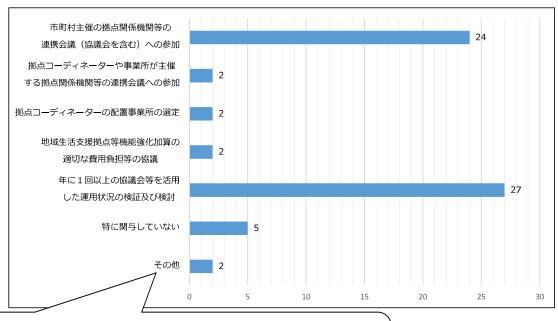
地域生活支援拠点等の実施方法についてお答えください。



19

地域生活支援拠点等について(市町村の関与状況)

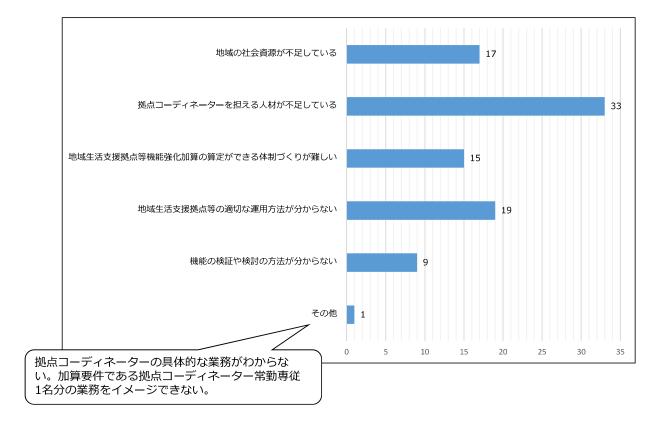
地域生活支援拠点等の運営に関して、市町村の関与状況をお答えください。※複数選択可



- ・年明け頃の連携会議の開催を検討している
- ・運営そのものは圏域が行い、届出を受け、全体会における検証報告を行うのみであったが、本年度中に拠点等に位置付けた旨の通知及び拠点等事業所連絡会議を開催する予定。

地域生活支援拠点等について(整備に当たっての課題)

拠点コーディネーターの配置も含めた地域生活支援拠点等の整備に当たって課題と考えられるものを 選択してください。※複数選択可



地域生活支援拠点等について(意見・要望等) 1/2

地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に関して困っていること、県や国にサポートしてほしいこと、その他要望等お伝えしたいことがあれば記入してください。

- 役割を担う事業所等に対する整備に係る支援も必要だと思う。
- ■緊急時の受け入れについて、事業所としては可能とされているが、実際に受け入れる際のサービス給付費や区分の条件があると使えない(使いにくい)。
- ■地域生活支援拠点等機能強化加算について、拠点コーディネーターを常勤専従で1名以上配置しなければならないことや、他の業務に従事してはならないことなど加算の算定要件が厳しい。小さな市や町の事業所は現在人員不足で有資格者の人材確保などに苦慮している状況であり、拠点コーディネーターの常勤専従での1名配置などは厳しい
- ●地域生活支援拠点等の整備が努力義務となっているが、都市部でも人口の少ない地域でも、一律に整備を進めなければならないことに難しさを感じる。機能の充実を求められているが仕組みが分かりづらい。
- ■実績がない/実際救急の場合は拠点を利用すると時間がかかってしまう/同規模程度の拠点等の運営方法及び好事例を教えてもらいたい
- そもそも相談支援専門員その他人材が不足している地域において、個別に拠点コーディネーターを選任で置くことに困難を感じている。
- ・職員の移動などにより事業そのものに理解が無いことも多く、事業開始した令和3年度から届出を受けているものの、具体的に拠点等であることと無いことの違いが分かりづらいと感じる。また、緊急時に対応が必要と思われる障害者等のピックアップ・リスト化については現実的でないとも感じており、先進的な取り組みで合ったり、自治体に求められている役割、方法等について研修等を行ってもらえると大変助かる。

また、地域協議会において検討すべき事項が多すぎること(差別解消地域協議会、虐待防止地域協議会、基幹相談支援センター設置協議、地域生活支援拠点等、にも包括の推進など)、基幹センター設置準備に専念していることもあり、じっくり協議する時間を設けにくいことも多々ある。

■拠点等コーディネーターの配置について、時限的な財政補助ではなく、恒久的な財政補助をしてもらいたい。

地域生活支援拠点等について(意見・要望等) 2/2

- ■地域生活支援事業は現在約50%程度の交付率だが、100%の交付とし、財源を担保してほしい。
- •自治体の規模が小さいため圏域で会議を行う必要がある。基幹相談の設置や医療的ケア児コーディネータ―の設置も同時に進めていく必要があり、拠点の運用に力を入れる時間が足りないというのが実情。
- ■具体的な運用方法等について、助言や情報提供がほしい。